

広都計第893号

令和7年10月7日

広島市景観審議会

会長 真木 利江 様

広島市長 松井 一實

(都市整備局都市計画課)



夜間景観のあり方について（諮問）

広島市景観条例（平成18年広島市条例第39号）第17条第2項の規定に基づき、
夜間景観のあり方について、諮問します。

諮問理由

本市では、美しい都市景観の形成に向け、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定して以来、様々な施策に取り組んできており、平成26年7月には、それまでの取組を集大成し、美しく品のある都市景観の創出に向け、更に充実・強化するために「広島市景観計画」を策定しました。

現在、この「広島市景観計画」に基づく景観形成に取り組んでいるところですが、近年、フルカラーLED等の照明技術の進歩やナイトタイムエコノミーの推進などを背景に、夜間においてあかりを活用した景観が都市の価値を高めることについての認識が高まる一方で、都市における「光害」の発生といったことが問題視されるようになってきました。

このような社会状況の変化を背景に、令和5年度に広島市景観シンポジウム「ひろしまの夜景を創る」を開催したところ、あかりの照らし方が都市の価値を高める評価の対象になり得ることなど、自然の太陽光に代替する人工物のあかりによって演出される夜間景観形成が美しく品のある都市景観の創出に資することが明らかになるとともに、その必要性についての市民意識の共有を図ることができました。

更に、その後、令和6年度に市内の現状について実態調査を行った結果、本市の夜間景観については、地区ごとに特性を踏まえた課題があることが分かりました。

そこで、この度、地区特性に応じた目指すべき夜間景観の将来像について、市民の皆様と共通認識を深めた上で、その実現に向けた取組を進めていくために、広島らしい魅力ある夜間景観の形成に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性、地区ごとの夜間景観形成方針等について、「夜間景観のあり方」として体系的に取りまとめることとしたく、貴審議会に諮問するものです。